

四 監 委 第 5 4 号
令和 7 年 8 月 1 2 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市監査委員	福 田 裕
同	永 易 正 光
同	成 田 芳 律

令和 6 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、令和 7 年 6 月 2 7 日付け財第 2 2 号をもって審査に付された令和 6 年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

令和6年度

四街道市 一般会計 特別会計 歳入歳出決算
審査意見書

四街道市監査委員

目 次

令和6年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象	1
第2 実施場所	1
第3 審査の期間	1
第4 審査の方法	1
第5 審査の結果	1
第6 審査意見	2
1 総括意見	
(1) 一般会計について	2
(2) 特別会計について	2
(3) 普通会計について	3
2 個別意見	
(1) 歳入の確保について	8
(2) 時間外勤務の縮減について	13
(3) 物品の適正な管理について	13

数値の端数処理について

各項目数値は単位未満の端数を四捨五入で処理しているため、合計と内訳の数値が一致しない場合があります。

令和6年度 四街道市一般会計・特別会計 歳入歳出決算審査意見

四街道市監査基準に準拠して、次のとおり提出する。

第1 審査の対象

令和6年度四街道市一般会計歳入歳出決算
令和6年度四街道市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度四街道市介護保険特別会計歳入歳出決算
令和6年度四街道市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
令和6年度四街道市一般会計・特別会計歳入歳出決算事項別明細書
令和6年度四街道市一般会計・特別会計実質収支に関する調書
令和6年度四街道市財産に関する調書

第2 実施場所

行政委員会室

第3 審査の期間

令和7年7月18日から令和7年7月25日まで

第4 審査の方法

審査にあたっては、決算書及び調書に基づいて計数の正否及び予算執行の適否、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定に留意し、関係諸帳簿、証拠書類を照合するとともに、事前に提示した質問書の回答書をもとに関係職員から説明を聴取した。また、例月出納検査及び定期監査の結果も参考にして審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類（歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書）は、関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は証書類と符合し、適正であると認められ、予算の執行状況については適正であると認められた。

第6 審査意見

1 総括意見

(1) 一般会計について

令和6年度における一般会計決算額は、歳入41,083,215千円、歳出39,038,893千円で、前年度に比較して歳入8.5%増加、歳出10.6%増加の決算規模となり、予算現額41,723,332千円に対し歳入98.5%、歳出93.6%の執行となっている。

＜一般会計における歳入歳出決算額等の推移＞

(単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和4年度	38,681,522	38,065,695	98.4	35,249,091	91.1
令和5年度	38,937,306	37,856,579	97.2	35,307,084	90.7
令和6年度	41,723,332	41,083,215	98.5	39,038,893	93.6

(2) 特別会計について

3つの特別会計決算額の合計は、歳入17,725,361千円、歳出17,360,562千円で、前年度に比較して歳入0.6%増加、歳出0.2%増加の決算規模となり、予算現額18,120,106千円に対し歳入97.8%、歳出95.8%の執行となっている。

＜特別会計における歳入歳出決算額等の推移＞

(単位：千円、%)

	予算現額 (A)	歳入決算額 (B)	執行率 (B)/(A)	歳出決算額 (C)	執行率 (C)/(A)
令和4年度	17,593,516	17,316,274	98.4	16,818,685	95.6
令和5年度	17,859,383	17,627,715	98.7	17,318,893	97.0
令和6年度	18,120,106	17,725,361	97.8	17,360,562	95.8

(3) 普通会計について

地方公共団体の財政状況の把握、分析比較などに用いられる財政統計上の会計である普通会計からみると、実質収支は1,682,030千円の黒字、単年度収支は27,418千円の赤字、実質単年度収支は168,228千円の赤字となっている。

＜普通会計における決算収支の推移＞

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入決算額 (A)	38,050,728	37,839,687	41,067,587
歳出決算額 (B)	35,234,124	35,290,191	39,023,264
形式収支 (A)-(B)=(C)	2,816,604	2,549,496	2,044,323
翌年度繰越財源 (D)	304,124	840,048	362,293
実質収支 (C)-(D)=(E)	2,512,480	1,709,448	1,682,030
単年度収支 (F)	597,950	△ 803,032	△ 27,418
積立金 (G)	960,000	1,260,000	860,000
繰上償還金 (H)	—	—	—
積立金取崩額 (I)	454,798	1,567,125	1,000,810
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)=(J)	1,103,152	△ 1,110,157	△ 168,228

歳入において一般財源20,331,273千円とその他財源20,736,314千円を前年度と比較すると、一般財源では、株式等譲渡所得割交付金84,106千円、地方特例交付金等447,523千円、地方交付税129,657千円などの増額により、全体で466,578千円、2.3%の増加となっている。一方のその他財源でも、国庫支出金419,392千円、県支出金143,128千円、市債（うち臨時財政対策債を除く）2,977,100千円の増額により、全体で2,761,322千円、15.4%の増加となっている。

歳出においては、経常的経費31,757,562千円、投資的経費5,802,513千円、その他の経費1,463,189千円で、構成比を前年度と比較すると経常的経費が5.8ポイント減少、投資的経費が8.9ポイント増加、その他の経費が3.1ポイント減少となっている。

< 普通会計における一般財源の推移 >

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般財源比率	50.9	52.5	49.5
一般財源計	19,382,527	19,864,695	20,331,273
市税	11,842,477	12,242,231	12,021,634
地方譲与税	216,740	225,209	225,615
利子割交付金	8,708	7,054	8,059
配当割交付金	87,882	100,118	136,010
株式等譲渡所得割交付金	70,122	120,045	204,151
地方消費税交付金	2,117,223	2,101,329	2,182,457
ゴルフ場利用税交付金	20,237	18,000	16,285
自動車取得税交付金	727	2,609	—
自動車税環境性能割交付金	32,810	37,133	44,208
法人事業税交付金	115,991	131,342	145,172
地方特例交付金等	162,780	151,760	599,283
地方交付税	4,218,109	4,512,904	4,642,561
交通安全対策特別交付金	9,621	8,661	8,738
市債（うち臨時財政対策債）	479,100	206,300	97,100

< 普通会計におけるその他財源の推移 >

(単位：千円、%)

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
その他財源比率	49.1	47.5	50.5
その他財源計	18,668,201	17,974,992	20,736,314
分担金・負担金	388,250	373,038	371,227
使用料	260,588	262,182	298,573
手数料	418,251	396,956	363,353
国庫支出金	8,806,552	7,611,722	8,031,114
県支出金	2,948,366	2,874,337	3,017,465
財産収入	25,634	22,156	10,376
寄附金	19,378	53,850	28,264
繰入金	641,772	1,874,174	1,321,006
繰越金	2,308,296	2,816,604	2,549,496
諸収入	694,414	756,573	834,940
市債（うち臨時財政対策債を除く）	2,156,700	933,400	3,910,500

< 普通会計における性質別経費の推移 >

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常的経費計	29,892,590	30,763,506	31,757,562
人件費	5,089,650	5,119,249	5,347,733
扶助費	10,587,715	11,799,135	12,741,403
公債費	2,192,133	2,350,183	2,340,462
物件費	6,325,460	5,513,732	6,040,196
維持補修費	472,347	494,690	498,674
補助費等	2,442,842	2,595,932	1,748,169
経常的貸付金等	50,000	50,000	50,000
経常的繰出金	2,732,443	2,840,585	2,990,925
投資的経費計	3,805,110	2,124,270	5,802,513
普通建設事業費	3,805,110	2,124,270	5,802,513
災害復旧事業費	—	—	—
その他の経費計	1,536,424	2,402,415	1,463,189
積立金	1,469,166	2,313,411	1,368,351
投資及び出資金貸付金	29,052	48,762	62,195
繰出金（経常的繰出金除く）	38,206	40,242	32,643
歳出合計	35,234,124	35,290,191	39,023,264

今年度の財政力指数は、0.73で、そのほか、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が92.5%、公債費の元利償還額の負担状況を示す指標である公債費負担比率は9.4%、公債費による財政負担の程度を示す実質公債費比率は2.6%となっている。

< 普通会計における財政指標の推移 >

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
財政力指数	0.77	0.74	0.73
経常収支比率(%)	88.9	90.5	92.5
公債費負担比率(%)	9.3	9.1	9.4
実質公債費比率(%)	1.6	2.0	2.6

以上のとおり、今年度の決算状況は、歳入において、市税が減少したものの地方特例交付金等の大幅な増加により、一般財源が増加した。また、繰入金が増加したものの、市債（うち臨時財政対策債を除く）、国庫支出金が増加したことにより、その他財源も増加した。その結果、一般財源比率は3ポイント減少した。歳出においては補助費等が減少したものの、扶助費、物件費の増加により、経常的経費は増加した。

財政指標では、経常収支比率は90%台で、前年度より2ポイント増加した。硬直化する財政構造について引き続き取り組む必要がある。

このため、今後も市税等一般財源の確保に努めるとともに、特定財源の有効活用を図るなど、限られた財源の重点的な配分と経費支出の効率化に徹し、市民サービスの向上のため最少の経費で最大の効果をあげるよう適正で効果的かつ健全で安定した財政運営に努められたい。

2 個別意見

(1) 歳入の確保について

一般会計での収入未済額は、2,907,195千円で、前年度と比較して284.8%の増加、不納欠損額は、55,684千円で30.2%の増加、特別会計での収入未済額は、691,050千円で、前年度と比較して0.7%の減少、不納欠損額は、68,863千円で15.8%の増加となっている。

収入未済額は依然として多額な状況になっており、徴収対策は重要な課題であるので、特に滞納者に対しては、個々の実情に即した厳正かつ的確な滞納整理を行うなど、収入未済額の縮減を図り収入確保に努められたい。

不納欠損処分については、関係法令に則り適正に処理されているものと認められたが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きいことから、不納欠損処分に至るまでに更なる徴収努力をするとともに、不納欠損処分は今後も厳正に処理されたい。

＜一般会計及び特別会計決算額における収入未済額等の推移＞ (単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①一般会計			
収入未済額	676,102	755,587	2,907,195
不納欠損額	32,239	42,764	55,684
②特別会計			
収入未済額	755,276	696,191	691,050
不納欠損額	65,572	59,452	68,863
③全会計合計			
収入未済額	1,431,378	1,451,778	3,598,245
不納欠損額	97,811	102,216	124,547

【一般会計について】

①市税について

徴収率は95.8%で前年度と比較して0.2ポイント増加し、収入未済額483,739千円は、前年度と比較して7.5%減少している。不納欠損額については42,939千円で3.6%増加している。

市税は、歳入の根幹をなす重要な自主財源であり、税負担の公平性の観点からも積極的な滞納整理に取り組むことはもとより、新規滞納者に対しては、早期に接触を図り適切な納付指導を行うなど、様々な徴収対策により徴収率の向上に努めるとともに、市民の納税意識の向上にも一層努力されたい。

<市税における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	11,502,462	102.0	11,899,000	103.4	11,790,458	99.1
調定額	12,407,236	101.8	12,806,553	103.2	12,548,312	98.0
収入済額	(3,875) 11,842,477	101.8	(4,077) 12,242,231	103.4	(6,526) 12,021,634	98.2
不納欠損額	32,174	81.6	41,453	128.8	42,939	103.6
収入未済額	532,586	103.9	522,869	98.2	483,739	92.5
徴収率	95.4		95.6		95.8	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

②保育所等の保護者負担金について

収入未済額4,601千円は、前年度と比較して9.7%増加している。徴収率は98.7%で前年度と比較して0.1%減少している。不納欠損額については45千円で34.8%の減少となっている。受益者負担の公平と財源の確保の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<保護者負担金における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	330,766	110.7	351,699	106.3	370,714	105.4
調定額	323,118	112.5	360,851	111.7	355,564	98.5
収入済額	319,143	112.3	356,586	111.7	350,917	98.4
不納欠損額	66	15.3	69	104.5	45	65.2
収入未済額	3,909	157.6	4,196	107.3	4,601	109.7
徴収率	98.8		98.8		98.7	

③市営住宅使用料について

収入未済額11,318千円は、前年度と比較して15.1%増加している。使用料は受益者負担が原則であり、公平性の観点からも、引き続き定期的な滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導等、更なる徴収の強化に努められたい。

<市営住宅使用料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	47,200	95.4	47,860	101.4	44,865	93.7
調定額	59,016	102.6	58,124	98.5	56,017	96.4
収入済額	50,224	100.3	48,290	96.1	44,699	92.6
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	8,792	118.4	9,835	111.9	11,318	115.1
徴収率	85.1		83.1		79.8	

④学校給食費について

収入未済額33,172千円は、前年度と比較して22.5%増加している。徴収率は93.3%で前年度と比較して1.2ポイント減少している。財源の確保と公平性の観点から、更なる徴収の強化に努められたい。

<学校給食費における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	435,423	102.0	459,690	105.6	464,325	101.0
調定額	460,086	102.6	492,556	107.1	493,852	100.3
収入済額	435,247	101.8	465,483	106.9	460,680	99.0
不納欠損額	—	—	—	—	—	—
収入未済額	24,839	117.1	27,073	109.0	33,172	122.5
徴収率	94.6		94.5		93.3	

【特別会計について】

①国民健康保険特別会計

国民健康保険税については、収入未済額658,293千円で、前年度と比較して1.4%の減少、不納欠損額については59,515千円で前年度と比較して18.0%増加し、徴収率は72.4%で前年度と比較して1.1ポイント増加している。今後も滞納整理及び電話催告等により、更なる徴収対策に取り組み、国民健康保険財政の健全化と保険税負担の公平適正化に努められたい。

<国民健康保険税における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	1,915,466	99.4	1,772,749	92.5	1,867,428	105.3
調定額	2,707,999	94.3	2,499,506	92.3	2,604,653	104.2
収入済額	(1,991) 1,925,326	96.0	(2,778) 1,781,437	92.5	(3,911) 1,886,845	105.9
不納欠損額	57,273	73.5	50,442	88.1	59,515	118.0
収入未済額	725,400	91.9	667,627	92.0	658,293	98.6
徴収率	71.1		71.3		72.4	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

②介護保険特別会計

介護保険料については、収入未済額22,145千円で、前年度と比較して0.8%の減少、不納欠損額については8,330千円で前年度と比較して2.7%減少している。今後も滞納整理及び電話催告等の徴収対策に取り組み、収入未済額及び不納欠損額の縮減による財源確保に努められたい。

<介護保険料における決算額の推移>

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	1,582,646	100.0	1,570,968	99.3	1,846,478	117.5
調定額	1,614,791	99.7	1,608,833	99.6	1,903,755	118.3
収入済額	(1,498) 1,586,112	99.8	(1,957) 1,577,947	99.5	(1,945) 1,873,280	118.7
不納欠損額	3,675	44.7	8,561	233.0	8,330	97.3
収入未済額	25,005	111.5	22,326	89.3	22,145	99.2
徴収率	98.2		98.1		98.4	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

③後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり運営されているが、保険料については、収入未済額10,260千円で、前年度と比較して80%増加、不納欠損額については821千円で、前年度と比較して82.4%増加している。今後も滞納整理の実施及び電話や訪問による納付指導により、収入未済額及び不納欠損額の縮減に努められたい。

＜後期高齢者医療保険料における決算額の推移＞

(単位：千円、%)

	令和4年度	対前年度比	令和5年度	対前年度比	令和6年度	対前年度比
歳入予算額	1,376,014	104.1	1,463,667	106.4	1,602,505	109.5
調定額	1,358,493	104.1	1,425,393	104.9	1,585,295	111.2
収入済額	(3,974) 1,353,671	104.2	(2,008) 1,419,244	104.8	(1,748) 1,574,214	110.9
不納欠損額	382	53.7	450	117.8	821	182.4
収入未済額	4,440	83.6	5,699	128.4	10,260	180.0
徴収率	99.6		99.6		99.3	

※注 収入済額欄中（ ）内の数字は、過誤納金還付未済額を示し、収入済額の内数を示す。

（２）時間外勤務の縮減について

時間外勤務については、これまで職員の健康保持及び公務能率の向上、さらにはワーク・ライフ・バランスや経費節減の観点から各種取組みを実施している。

国家公務員及び千葉県職員の制度改正に準じ、「四街道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（平成７年条例第１３号）が改正され、職員の時間外勤務に上限が設定された。全所属より時間外勤務の状況について聴取を行ったところ、特定の職員への時間外勤務の偏りが改善されたことなど一定の努力は認められるが、総務部長通知（令和６年４月１日付け人号外「時間外勤務の縮減等について（通知）」）の上限である月４５時間かつ年間３６０時間を超えているケースが見受けられた。

各所属長は、時間外勤務縮減の趣旨を踏まえ、引き続き時間外勤務の確実な縮減への取組みを一層進め、計画的・効率的な業務推進に努められたい。

また、各部署において職員数が充足しているとはいえない状況であり、特に一部の部署では、人員不足による恒常的な時間外勤務が発生していることから、更なる職員の増員に向け検討されたい。

（３）物品の適正な管理について

物品は、市の財産であり、市民への説明責任を果たしていくため、その価格と数量を正確に把握し、実在性を確認することは重要である。

本決算審査にあたり、現物と、備品台帳の内容について登録漏れや遡及登録が散見された。四街道市財務規則では、「物品は、現にその出納を行った日の属する年度により整理しなければならない。」と規定されていることから、登録漏れや遡り登録はこれに違背する。

物品の適正な管理を確保するためには、複数人で照合を行い、現物と備品台帳の登録内容を一致させることが求められる。また、登録内容に変更が生じたものについては、速やかに修正を行うことを徹底する必要がある。

今後は、備品台帳への正確な登録や現物に対して登録番号の明示を徹底するなど、全庁的に物品の適正な管理を行うよう取り組まれたい。